○内閣府令・財務省令・農林水産省令第二号

農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第八十五条第二項の規定に基づき、農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十四年八月七日

内閣総理大臣　野田　佳彦
財務大臣　安住　淳
農林水産大臣　郡司　彰

農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令の一部を改正する命令

農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十三年財務省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「。以下同じ」を削り、同項の表を次のように改める。

自己資本の充実の状況に係る区分	命令
非対象区分	
単体自己資本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲 一　単体普通出資等Ｔｉｅｒ１比率　四・五パーセント以上 二　単体Ｔｉｅｒ１比率　六パーセント以上 三　単体総自己資本比率　八パーセント以上	
第一区分	
単体自己資本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲 一　単体普通出資等Ｔｉｅｒ１比率　二・二五パーセント以上四・五パーセント未満 二　単体Ｔｉｅｒ１比率　三パーセント以上六パーセント未満 三　単体総自己資本比率　四パーセント以上八パーセント未満	経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画（原則として資本の増強に係る措置を含むものとする。）の提出の求め及びその実行の命令
第二区分	
単体自己資本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲 一　単体普通出資等Ｔｉｅｒ１比率　一・一三パーセント以上二・二五パーセント未満 二　単体Ｔｉｅｒ１比率　一・五パーセント以上三パーセント未満 三　単体総自己資本比率　二パーセント以上四パーセント未満	次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令 一　資本の増強に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行 二　配当又は役員賞与の禁止又はその額の抑制 三　総資産の圧縮又は増加の抑制 四　取引の通常の条件に照らして不利益を被るものと認められる条件による農林債の発行又は預金若しくは定期積金の受入れの禁止又は抑制
第二区分の二	
単体自己資本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲 一　単体普通出資等Ｔｉｅｒ１比率　〇パーセント以上一・一三パーセント未満 二　単体Ｔｉｅｒ１比率　〇パーセント以上一・五パーセント未満 三　単体総自己資本比率　〇パーセント以上二パーセント未満	五　一部の事務所における業務の縮小 六　一部の従たる事務所の廃止 七　法第五十四条第一項から第三項までの規定により営む業務に付随する同条第四項各号に掲げる業務その他の業務又は同条第七項の規定により営む業務の縮小又は新規の取扱いの禁止 八　その他農林水産大臣及び金融庁長官が必要と認める措置
第三区分	
単体自己資本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲 一　単体普通出資等Ｔｉｅｒ１比率　〇パーセント未満 二　単体Ｔｉｅｒ１比率　〇パーセント未満 三　単体総自己資本比率　〇パーセント未満	自己資本の充実、大幅な業務の縮小又は業務の一部の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施することの命令 業務の全部又は一部の停止の命令

第一条第二項の表を次のように改める。

自己資本の充実の状況に係る区分	命令
非対象区分	
連結自己資本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲 一　連結普通出資等Ｔｉｅｒ１比率　四・五パーセント以上 二　連結Ｔｉｅｒ１比率　六パーセント以上 三　連結総自己資本比率　八パーセント以上	
第一区分	
連結自己資本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲 一　連結普通出資等Ｔｉｅｒ１比率　二・二五パーセント以上四・五パーセント未満	経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画（原則として資本の増強に係る措置を含むものとする。）の提出の求め及びその実行の命令